平成２３年（フ）第１４９号
松江市雑賀町1505番地３　プルミエールＳＡＩＫＡ205号室
債務者　藤井　敏明
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８号
高知県室戸市浮津三番町181番地５
債務者　谷口　八重
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第２２９号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字一本松170番地５、旧住所岩手県奥州市江刺区栄町７番13号スカイフィールド204号室
債務者　曽根田統司
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２３０号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字一本松170番地５、旧住所岩手県奥州市江刺区栄町７番13号スカイフィールド204号室
債務者　曽根田富實子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７２号
盛岡市北天昌寺町４番50号　アネックス北天昌寺Ｄ号
債務者　階　　和子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７３号
岩手県花巻市下小舟渡88番地６　銀河ハウスⅡＢ棟
債務者　佐藤　麻紀
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２７５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字野沢62番地376　グレイスコート野沢105号
債務者　米田　伸介
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２８６号
岩手県北上市柳原町１丁目２番31号　朝日荘206号、住民票上の住所岩手県遠野市土淵町栃内21地割６番地
債務者　林崎トシ子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４９号
富山市堀川町461番地２　ソフィア堀川201号
債務者　中町　勇樹（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
長野県上伊那郡辰野町大字伊那富1032番地43　北湯舟県住216号
債務者　保科　多廣
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５５号
長野県駒ヶ根市赤穂9317番地２　フレグランス馬見塚１番館Ｂ203
債務者　小林　志穂
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第５６号
長野県上伊那郡南箕輪村4938番地５
債務者　加藤　知宏
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１０８号
広島県福山市加茂町大字下加茂569番地１、旧住所大阪府大阪市淀川区東三国６丁目12番11号シティライフ８　603号
債務者　岡田　康秀
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５０号
広島県福山市野上町２丁目15番27号尾瀬コーポ101号
債務者　田中佳織こと　周　　憶霞
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５３号
広島県福山市新市町大字宮内816番地４
債務者　桐島　健二
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５４号
広島県福山市春日町２丁目２番50―206号、旧住所広島県福山市大門町３丁目26番16―208号
債務者　宮本板金こと　宮本　利美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１５８号
広島県福山市神辺町大字川南789番地１　コーポ明和３―１、旧住所広島県府中市荒谷町2965番地
債務者　橋本　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係